

第 3 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 12 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに部として政策企画部」を「、政策企画部」に、「及びまちづくり推進部」を「、まちづくり推進部及び全国都市緑化フェア推進室」に改める。

第 2 条中「市長公室及び各部」を「前条に規定する部」に改め、同条に次の項を加える。

全国都市緑化フェア推進室

(1) 全国都市緑化フェアに関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 全国都市緑化フェアの開催に向けた体制を強化し、事業を着実に推進するため、全国都市緑化フェア推進室を設置すること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。